

令和 2 年

第 2 回七宗町議会定例会会議録

令和 2 年 6 月 1 1 日

開 会 式	
局長（渡辺豊明君）	<p>ただいまから、開会式を行います。一同ご起立願います。 始めに、議長あいさつ。</p>
議長（林茂樹君）	<p>おはようございます。令和2年第2回定例会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましてはお忙しい中、ご参集賜り誠にありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大・防止状況については、5月16日に緊急非常事態宣言が解除されましたが、その後も東京や北海道、北九州等で第2派と言われる新しい感染者の発生が続き、完全収束までにはほど遠い状況です。岐阜県においても、新たな感染者も少数ですが散発的に発生していて発生ゼロにはなっていません。今後、経済・社会はどのようなようになっていくかまったく予想できません。</p> <p>町内では、感染者の発生はありませんでしたが、食堂等の飲食業者は客が全く少なくなり、経済活動は停滞しました。そのため、町民や町内事業者の収入の減少をカバーする施策や、子育て世代を支援する七宗町独自の政策がとられました。いろいろ工夫された施策は、町民に好評のようです。今後も時期を捉えた効果的な地域の実情に合った施策も必要になってくると思われれます。議員も地域の動きを捉え、町民の要望等の吸い上げる活動も、これまで以上に重要になってくると思われれます。</p> <p>今、定例会まで町の政策の決定と、決定後の具体的支援が停滞しないように、全員協議会を何度も開催して審議をしてきました。そのため、専決処分の承認案件がいつもより多くなっています。また、本定例会では、会期を当初予定より2日間短縮し、一般質問についても再質問をしないことを議会運営委員会で決定して臨む初めての議会です。全部で37件の案件が提案されます。議員各位の慎重な審議をお願い申し上げて、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。以上です。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>続きまして、町長あいさつ。</p>

町長（井戸敬二君）	<p>皆さんおはようございます。議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>今年度最初の定例会ということで、まずは新幹部の紹介をさせていただきます。まず教育長に3月定例会におきまして皆様方から同意をいただいた早野稔、教育課長に佐伯義則、水道課長に加藤裕規の3人です。議員各位におかれましても、今後ともご指導のほどよろしくお願いをいたします。</p> <p>例年ですとこの時期は、町消防操法大会、加茂郡体育大会、また、チャレンジデー等いろいろな行事があったわけですが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっております。5月25日に緊急事態宣言も解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではありませんので、引き続き感染予防に注意していかねばならないと思っております。また、経済・生活支援策としまして議員各位のご理解もいただきながら町独自の施策も進めてまいります。国からの定額給付金の支給に関しましては、昨日現在で1399件97.1%の給付であります。議長さんも申しましたように、本定例会でも新型コロナウイルス感染症対策としまして、当初の予定よりも開会期間を短くし、一般質問におきましても再質問以降はなし、傍聴者も報道関係を除き町内の方で10名と苦渋の判断をなされました。提出議案に対しまして慎重審議をお願い申し上げます。簡単ではありますが開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>それでは、ここで全員で町民憲章を朗読いたします。</p> <p>（全員で町民憲章を朗読）</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>ありがとうございました。これで、開会式を終わります。ご着席ください。</p>

令和2年第2回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和2年6月11日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	6月11日 10時00分
出 席 議 員	1番 上野治美君、2番 大鋸利光君、3番 加納福明君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井徳一君、8番 林茂樹君
欠 席 議 員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 井戸敬二君、副町長 岩田敏雄君、 教育長 早野稔君、総務課長 福井仁君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 長尾英司君、支所長 林佳成君、 農林課長 福井靖信君、土木建設課長 山田俊也君、 水道課長 加藤裕規君、会計管理者 山田直光君、 教育課長 佐伯義則君、監査委員 前島庚久君
欠 席	なし
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 渡辺豊明君 記録 後藤美智代君
七宗町長提出議案の題目	
	承認第2号 専決処分について 七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

- 承認第 3 号 専決処分について
令和元年度七宗町一般会計補正予算（第 7 号）
- 承認第 4 号 専決処分について
七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 5 号 専決処分について
七宗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 6 号 専決処分について
令和 2 年度七宗町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議第 2 8 号 七宗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議第 2 9 号 七宗町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 議第 3 0 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 1 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 2 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 3 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 4 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 5 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 6 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 7 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 8 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 9 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 4 0 号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

	ることについて
議第 4 1 号	七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
議第 4 2 号	七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
議第 4 3 号	七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
議第 4 4 号	令和 2 年度七宗町一般会計補正予算（第 2 号）
議第 4 5 号	令和 2 年度七宗町介護保険事業特別会計補正予 算（第 1 号）
議第 4 6 号	令和 2 年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予 算（第 1 号）
議第 4 7 号	令和 2 年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予 算（第 1 号）
議第 4 8 号	七宗町税条例の一部を改正する条例の制定につ いて
議第 4 9 号	七宗町手数料条例の一部を改正する条例の制定 について
議第 5 0 号	七宗町国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定について
議第 5 1 号	七宗町介護保険条例の一部を改正する条例の制 定について
議第 5 2 号	七宗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
議第 5 3 号	工事請負契約の締結について
議第 5 4 号	工事請負契約の締結について
議第 5 5 号	物品売買契約の締結について
議第 5 6 号	物品売買契約の締結について
議第 5 7 号	物品売買契約の締結について
報告第 3 号	令和元年度七宗町一般会計繰越明許費繰越計算 書について
報告第 4 号	令和元年度七宗町簡易水道事業特別会計繰越明 許費繰越計算書について
監 査 委 員 報 告	

	報告第5号 例月出納検査結果報告書について
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	<p>日程第1. 会議録署名議員の指名</p> <p>日程第2. 会期の決定</p> <p>日程第3. 承認第2号から承認第6号まで 議第28号から議第57号まで 報告第3号及び報告第4号 報告第5号</p>
会議録署名議員の指名 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	6番 加納忠良君 7番 福井徳一君
会期の決定について 会期は次の7日間に決定した。	
	令和2年6月11日から6月17日までの7日間
議 事 の 経 過	
開 議	10時06分
議長（林茂樹君）	<p>ただいまの出席議員は8名で定足数に達しております。</p> <p>したがって、令和2年第2回七宗町議会定例会は成立しましたので開会いたします。</p> <p>本会議は、マスク着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお願いいたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>諸般の報告、議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。</p> <p>町長から本日付をもって、承認第2号から承認第6号、議第28号から議第57号、報告第3号から報告4号までの議案が提出されました。</p>

	<p>次に監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が報告第5号でありました。</p> <p>4月1日付け人事異動により、執行部側に変更がございましたので議場席図を配付してあります。差し替えていただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
議長（林茂樹君）	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 加納忠良君及び7番 福井徳一君を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題にいたします。</p> <p>おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの7日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
議長（林茂樹君）	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの7日間に決定しました。</p> <p>日程第3を議題といたします。提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長 井戸敬二君。</p>
町長（井戸敬二君）	<p>（提案説明のため登壇）</p> <p>本日、七宗町議会令和2年6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集賜り誠にありがとうございます。日頃より、町政の円滑な運営に格別のご支援とご協力をいただき、心より厚くお礼申し上げます。</p> <p>本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大への予防対策から始まりました。4月初めには全国に緊急事態宣言が発出され、岐阜県においても、事業所への休業や時短営業等の協力要請や学校の休校、公共施設の臨時休館、県民の外出自粛などにより、社会経済活動が停滞し、日常の生活においても、マスク着用や手洗い、うがいの徹底に努めるなど不自由な状況が続いております。</p> <p>緊急事態宣言は、解除になりましたが、まだまだ警戒を緩めるわけにはいきません。町民の皆様にご理解とご協力をお願いしながら、引き続き、しっかりとした予防対</p>

策を進めていきたいと思ひます。

また、国や県からも様々な支援策がありますが、本町においても独自の経済、生活支援策として、経営が厳しくなっている飲食店などの事業者の方々や休校等により自宅待機を余儀なくされていた子どもたちやその親御さんたちへ、できる限りの支援を行っていきます。5月には専決により補正予算を計上し、今回、提案させていただきました補正予算にも計上しておりますのでよろしくお願いいたひます。

さて、本定例会にご提案いたひます案件は、専決処分を求めるもの5件、同意を求めるもの1件、人事関係15件、予算関係4件、条例関係5件、契約関係5件、報告関係2件の合わせて37件であります。

承認第2号 専決処分については、令和2年3月31日に専決処分しました七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について承認を求めるものであります。

これは、職員の人事異動に伴ひ、職務分類表を改正するものであります。

承認第3号 専決処分については、令和2年3月31日に専決処分しました令和元年度七宗町一般会計補正予算（第7号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算をそれぞれ1,237万8千円減額し、予算総額を31億1,244万8千円とするものであります。歳入の主なものは、1款町税 389万5千円、2款地方譲与税 158万1千円、7款自動車取得税交付金 230万6千円、9款地方特例交付金 436万5千円、10款地方交付税 579万8千円のそれぞれ増額、8款環境性能割交付金 469万4千円、15款県支出金 578万6千円、17款寄附金 682万6千円、18款繰入金 1,342万8千円のそれぞれ減額であります。歳出の主なものは、2款総務費 2,212万4千円、7款商工費 417万8千円のそれぞれ減額、14款予備費 1,475万1千円の増額であります。

承認第4号 専決処分については、令和2年3月31日に専決処分しました七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について承認を求めるものであります。

この改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことにより改正するものであります。

承認第5号 専決処分については、令和2年4月1日に専決処分しました七宗町税条例の一部を改正する条例の制定について承認を求めるものであります。

この改正については、地方税法の一部が改正されたことにより改正するものであります。

承認第6号 専決処分については、令和2年5月11日に専決処分しました令和2年度七宗町一般会計補正予算（第1号）について承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算をそれぞれ3億9,734万8千円増額し、予算総額を36億6,334万8千円とするものであります。歳入については、15款国庫支出金 3億7,534万9千円、19款繰入金 2,199万9千円のそれぞれ増額、歳出の主なものは、3款民生費 3億8,114万1千円、4款衛生費 192万8千円、7款商工費 1,462万9千円のそれぞれ増額であります。

議第28号 七宗町固定資産評価審査委員会委員の選任については、6月15日に任期満了となります足立金太郎氏の後任に佐伯文治氏を選任したく議会の同意を求めるものであります。

議第29号 七宗町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、農業委員会委員の任命については、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としたいので議会の同意を求めるものであります。

議第30号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、加納こよ氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第31号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、亀山克紀氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

議第32号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終

了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、林五三夫氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第33号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、林忠良氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第34号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、福井邦彦氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第35号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、上野武幸氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第36号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、長島民夫氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第37号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、加藤富男氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第38号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、大矢尚保氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

議第39号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規

定により、朝日政利氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第40号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、井戸雅喜氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

議第41号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、井戸繁明氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第42号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、井戸和就氏の任命について議会の同意を求めるものであります。

議第43号 七宗町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在の委員が令和2年7月19日に任期が終了しますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、岩田利美氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

議第44号 令和2年度七宗町一般会計補正予算（第2号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ1億2,614万4千円増額し、予算総額を37億8,949万2千円とするものであります。歳入の主なものは、15款国庫支出金 8,942万9千円、16款県支出金 1,317万9千円、19款繰入金 2,000万7千円、21款諸収入 345万7千円のそれぞれ増額、歳出の主なものは、2款総務費 448万7千円、4款衛生費 260万3千円、6款農林水産業費 755万6千円、7款商工費 1,807万3千円、8款土木費 119万3千円、9款消防費 379万5千円、10款教育費 9,465万4千円のそれぞれ増額、3款民生費 661万1千円の減額であります。

議第45号 令和2年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ29万8千円増額し、予算総額を6億3,529万8千円とするものであ

ります。

歳入の主なものは、3款国庫支出金 116万5千円の増額、7款繰入金 158万9千円の減額、歳出については、5款地域支援事業費 51万9千円の増額、7款予備費 22万1千円の減額であります。

議第46号 令和2年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ34万8千円増額し、予算総額を2億4,534万8千円とするものであります。

歳入については、1款使用料及び手数料 1,233万8千円の減額、5款繰入金 1,268万6千円の増額であります。歳出については、1款総務管理費 88万2千円の減額、2款維持管理費 123万円の増額であります。

議第47号 令和2年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出予算をそれぞれ2万円増額し、予算総額を34万円とするものであります。

歳入については、5款諸収入 2万円の増額、歳出については、3款予備費 2万円の増額であります。

議第48号 七宗町税条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に係る特例等について、地方税法が改正されたことにより本条例の一部を改正するものであります。

議第49号 七宗町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、マイナンバーカードの通知カードの発行手続き等の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議第50号 七宗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策としての傷病手当金の支給等について本条例の一部を改正するものであります。

議第51号 七宗町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の影響による低所得者の保険料軽減の強化等について本条例の一部を改正するものであります。

議第52号 七宗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給等について本条例の一部を改正するもの

	<p>であります。</p> <p>議第53号 工事請負契約の締結については、令和2年5月18日仮契約しました、防災行政無線（同報系）デジタル化工事について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>議第54号 工事請負契約の締結については、令和2年6月4日仮契約しました、神淵コミュニティーセンター空調設備更新工事について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>議第55号 物品売買契約の締結については、令和2年5月18日仮契約しました、小型動力ポンプ付積載車1台の購入について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>議第56号 物品売買契約の締結については、令和2年5月18日仮契約しました、庁舎内用パソコン購入・議会事務局デスクトップパソコン購入について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>議第57号 物品売買契約の締結については、令和2年5月8日仮契約しました、小型バス車両1台の購入について議会の議決を求めるものであります。</p> <p>報告第3号 令和元年度七宗町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。</p> <p>報告第4号 令和元年度七宗町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。</p> <p>以上、提出案件に対する説明をしましたが、ご審議の上、議決ご決定賜りますようお願い申し上げます提案説明といたします。</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>続きまして、議第29号の補足説明を求めます。</p> <p>農林課長 福井靖信君。</p>
<p>農林課長（福井靖信君）</p>	<p>（補足説明のため登壇）</p> <p>議第29号の補足説明をいたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律で認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないとありますが、農業委員会等に関する法律施行規則により、その区域内における認定農業者が少ない場合はこの限りではなく、委員の少なくとも4分の1が認定農業者及び準ずる者で、議会の同意が得られれば</p>

	<p>農業員会として認められます。今回の議第29号で七宗町農業委員会委員の任命につき認定農業者が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について議会の同意を求めます。以上、補足説明を終わります。</p>
議長（林茂樹君）	<p>以上で、町長の提案説明及び補足説明を終わります。続きまして、報告第5号を、代表監査委員 前島庚久君。</p>
代表監査委員 (前島庚久君)	<p>(報告のため登壇)</p> <p>それでは、例月出納検査結果につきまして、お手元の資料に基づいてご報告させていただきます。</p> <p>報告第5号 例月出納検査結果報告書について、例月出納検査を実施し、その結果をその都度、次のとおり地方自治法第235条の2第3項の規定によって、七宗町議会議長宛てに次のように報告しました。</p> <p>検査の詳述、検査の対象、検査の時期、検査の結果の順に報告します。令和元年度2月分、令和2年3月26日に実施、令和元年度3月分、令和2年4月24日実施、令和元年度4月分、令和2年度4月分、令和2年5月25日実施、検査の結果につきまして、一般会計、各特別会計の出納検査を実施した結果、各会計とも所定の事項が具備してあり適正であると認めた。令和2年6月11日提出、七宗町監査委員 前島庚久、同福井徳一。以上で報告を終わります。</p>
議長（林茂樹君）	<p>以上で、報告第5号の報告を終わります。</p> <p>おはかりいたします。ただいま議題となっています議第28号七宗町固定資産評価審査委員会委員の選任については、ただちに質疑、討論及び採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
議長（林茂樹君）	<p>異議なしと認めます。したがって、本案はただちに質疑、討論及び採決することに決定しました。</p> <p>それでは、ただいまから議第28号の案件に対する質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>(なし)</p>

<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>ないようですので、これで質疑を終わります。 続きまして、討論を行います。反対討論から許します。反対討論はありませんか。 （なし）</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>ないようですので、続いて、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。 （なし）</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>ないようですので、これで討論を終わります。 これより、議第28号の案件を採決します。 本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。 （賛成者起立）</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>着席してください。全員起立であります したがって、議第28号 七宗町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。 おはかりいたします。ただいま議題となっております議第29号七宗町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、ただちに質疑、討論及び採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、本案はただちに質疑、討論及び採決することに決定しました。 それでは、ただいまから議第29号の案件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 （なし）</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>ないようですので、これで質疑を終わります。 続きまして、討論を行います。反対討論から許します。反対討論はありませんか。</p>

	(なし)
議長（林茂樹君）	ないようですので、続いて、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。 (なし)
議長（林茂樹君）	ないようですので、これで討論を終わります。 これより、議第29号の案件を採決します。 本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。 (賛成者起立)
議長（林茂樹君）	ご着席ください。全員起立であります したがって、議第29号 七宗町農業委員会委員の任命につき 認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の 同意については、原案のとおり同意することに決定しました。 続きまして、おはかりいたします。ただいま議題となってい ます議第30号から議第43号までの七宗町農業委員会委員の任 命につき同意を求めることについては、ただちに質疑、討論 及び採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 <「異議なし」と呼ぶ者あり>
議長（林茂樹君）	異議なしと認めます。したがって、本案はただちに質疑、討 論及び採決することに決定しました。 それでは、ただいまから議第30号から議第43号までの各案件 に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なし)
議長（林茂樹君）	ないようですので、これで質疑を終わります。 続きまして、討論を行います。反対討論から許します。反対 討論はありませんか。 (なし)
議長（林茂樹君）	ないようですので、続いて、賛成討論を許します。賛成討論 はありませんか。 (なし)

議長（林茂樹君）	<p>ないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>これより、採決します。採決は個々に行い、起立によって行います。</p> <p>最初に議第30号 加納こよ君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>着席してください。全員起立です。したがって、議第30号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第31号 亀山克紀君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立です。したがって、議第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、議第32号 林五三夫君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立です。したがって、議第32号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第33号 林忠良君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立です。したがって、議第33号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第34号 福井邦彦君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>

議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第34号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第35号 上野武幸君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第35号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第36号 長島民夫君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第36号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第37号 加藤富男君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第37号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第38号 大矢尚保君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立です。したがって、議第38号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第39号 朝日政利君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>

議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第39号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第40号 井戸雅喜君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第40号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第41号 井戸繁明君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>次に、議第42号 井戸和就君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第42号は原案のとおり同意することに決定しました。</p> <p>次に、議第43号 岩田利美君の任命同意について採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
議長（林茂樹君）	<p>全員起立であります。したがって、議第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。</p> <p>おはかりいたします。ただいま議題となっています承認第2号から承認第6号まで、及び議第44号から議第57号までの各案件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>

<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております承認第2号から承認第6号まで、及び議第44号から議第57号までの各案件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。</p> <p>おはかりいたします。委員会開催のため、本日はこれをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、委員会開催のため、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。なお、審査結果は委員会が終了次第、すみやかに本職に報告お願いいたします。</p> <p>おはかりいたします。常任委員会開催及び議案精読等のため、明日12日から6月16日までを休会したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、明日12日から6月16日までを休会することに決定いたしました。</p> <p>6月17日は午後1時30分までにご参集くださいますようお願いいたします。17日の日程についてはおって配付します。</p> <p>なお、議案に対する質疑の通告は、6月15日正午までに所定の用紙により、本職まで提出くださるようお願いいたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。どうもご苦労さまでございました。</p>
<p>局長（渡辺豊明君）</p>	<p>ご連絡いたします。総務建設常任委員会を11時00分から南会議室で開催いたします。議員並びに付託議案の担当課長は、時間までに南会議室へお入りください。以上でございます。</p> <p style="text-align: center;">（散会 10時43分）</p>

令和2年第2回七宗町議会定例会会議録	
招 集 年 月 日	令和2年6月17日
招 集 場 所	七宗町役場 議場
開 議	6月17日 13時30分
出 席 議 員	1番 上野治美君、2番 大鋸利光君、3番 加納福明君、 4番 玉木幸治君、5番 中島寛直君、6番 加納忠良君、 7番 福井徳一君、8番 林茂樹君
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	
	町長 井戸敬二君、副町長 岩田敏雄君、 教育長 早野稔君、総務課長 福井仁君、 税務課長 加納和敏君、企画課長 石黒義仁君、 住民課長 長尾英司君、支所長 林佳成君、 農林課長 福井靖信君、土木建設課長 山田俊也君、 水道課長 加藤裕規君、会計管理者 山田直光君、 教育課長 佐伯義則君、監査委員 前島庚久君
欠 席	な し
職務のため出席した者の職氏名	
	議会事務局長 渡辺豊明君 記録 後藤美智代君
議事日程 議長は議事日程を次のとおり報告した。	
	日程第1. 承認第2号から承認第6号まで 議第44号から議第57号まで 日程第2. 町政一般に対する質問及び議案に対する質疑

	日程第3. 各常任委員長報告
議 事 の 経 過	
開 議	13時30分
議長（林茂樹君）	<p>ただいまの出席議員は8名です。したがって、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>本会議ではマスクの着用をお願いしておりますが、発言時はマスクを外してお願いいたします。</p> <p>また、議席番号4番 玉木幸治君においては、体の不調により会議規則第103条の規定により、杖の携帯を許しましたので報告いたします。</p> <p>諸般の報告を事務局長より行います。</p>
局長（渡辺豊明君）	<p>諸般の報告、議事日程、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおりです。以上でございます。</p>
議長（林茂樹君）	<p>報告第3号 令和元年度七宗町一般会計繰越明許費繰越計算書について、及び報告第4号 令和元年度七宗町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、並びに報告第5号 例月出納検査結果報告書については、お手元に配付してあります議案書のと通りの報告といたします。</p> <p>日程第1を後ほど一括議題とします。</p> <p>日程第2、町政に対する一般質問を行います。発言の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>議席番号3番 加納福明君。</p>
3番（加納福明君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長より発言のお許しをいただきましたので、町政一般に対する質問を行います。1、ケーブルテレビ、防犯カメラ設置、並びにドローンの操作講習の開催について。</p> <p>私は今までにケーブルテレビの設置、防犯カメラの設置について一般質問を何度か行ってきましたが、しかしながらケーブルテレビの設置については、局の設置などで高額の予算が必要な</p>

	<p>どで進めていただかず、予算的に調査がどこまで行われての回答だったか。今回、新型コロナウイルスで他の市町村では、ケーブルテレビを使い新型コロナウイルスの対策や、学校教育、自宅での学習にも大変な活躍をされていました。そして、神渚神社の祭典、赤池弁財天祭り等も放送ができたと思いました。また、防犯カメラの設置については、商工会との打合せをするとの回答でしたが、その後の進み具合はどうですか。前述のケーブルテレビや防犯カメラの設置は、町民のあらゆる面から安心安全のために必要な設備と考えます。</p> <p>次に、他の市町村ではドローンの教育を進めています。これも、町民の安心安全のためにも活用できる施策だと考えます。町民が正しい知識の元で使用するためにドローンの勉強会、資格の取得を開催するなど考えはありませんか。</p> <p>以上、ケーブルテレビの設置について、もう一度回答をお願いしたい。そして、防犯カメラの設置についての進捗状況、ドローンの講習会開催についての町の考えを伺います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>答弁をお願いいたします。 企画課長 石黒義仁君。</p>
<p>企画課長（石黒義仁君）</p>	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁をさせていただきます。2011年のアナログ放送停止に対しての対応策として、名古屋ケーブルビジョンを事業主体とした光ファイバー通信施設の整備を選択し現在に至っております。現事業者は、配信事業者であるため番組制作ができない状況で、自主放送を行うには施設改造費等で約1億円以上かかり、製作・維持管理費として年間1千万円以上がかかると想定されています。総務省の許可も必要であり、現在、可能不可能も含め、補助事業など財政的支援や技術的な観点からも検討しているところであります。</p> <p>ドローンの勉強会、資格取得については、民間企業が主体となり資格所得ができる学校等を設立され、協定を結び進めてみえる町もあります。町として、資格所得の講習は現在考えておりません。以上です。</p>

議長（林茂樹君）	続きまして、総務課長 福井仁君。
総務課長（福井仁君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>防犯カメラの設置につきまして、ご回答ご答弁させていただきます。</p> <p>防犯カメラの設置につきましては、商工会と話はさせていただきました。その中では、事業者個々で対応していただいているということでした。町と連携できることがあれば協力していきたいという回答でした。</p> <p>町としましては、先般、「七宗町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」を作成いたしました。それに基づきまして、国の補助金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、神湊コミュニティーセンター、木の国七宗コミュニティーセンター、道の駅や役場庁舎など公共施設等への設置を進めていく予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。</p>
3番（加納福明君）	ありがとうございました。
議長（林茂樹君）	続きまして、議席番号6番 加納忠良君。
6番（加納忠良君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>お許しをいただきましたので、町政一般に対す質問をさせていただきます。1点目、公職選挙法に基づいた立候補者等の納税義務について、質問させていただきます。公職選挙法に基づいた立候補者等の納税義務について、質問させていただきます。</p> <p>日本国憲法の第30条では、「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」とあります。公職選挙法に基づいて、町長、町議会議員については、立候補し選挙によって選ばれます。また、副町長、教育長などは、町長が人選されて、町議会に同意を求める人事案件もあります。</p> <p>そこで、こうした関係者について、日本国憲法の第30条に規定する納税の義務について、必須条件として審査されているのかお伺いをします。</p>
議長（林茂樹君）	答弁をお願いいたします。

	総務課長 福井仁君。
総務課長（福井仁君）	（答弁のため登壇） 1つ目の質問に対して、ご答弁させていただきます。 選挙の立候補者の届け出の際や副町長及び教育長の任命について、法令には、納税に関して審査する規程がございませんので審査がしてございません。以上、答弁とさせていただきます。
議長（林茂樹君）	2つ目の質問をお願いします。
6番（加納忠良君）	ありがとうございました。今のこのことにつきましては、個人的モラルということであろうと思います。国民としてルールを守れない人は選挙に出るべきでないと考えます。
議長（林茂樹君）	そこまで、そこまでにストップして2番目の質問にうつってください。
6番（加納忠良君）	町長さん、あんまり机叩いてあかんよ。 2点目について、質問させていただきます。
議長（林茂樹君）	今の発言ちょっと、注意します。
6番（加納忠良君）	（質問のため登壇） 公用車の管理等についてお伺いします。 七宗町の管理する公用車の台数等については、毎会計年度の決算書にて報告されています。公用車を管理する上で、一台一台の車検時期や加入する任意自動車保険等について、どのように管理されているかお伺いします。 公用車の使用にあたっては、使用する職員等の運転免許証の確認や手続きの方法について、どのように行われているのかお伺いします。また、職員等の職場での法令講習等の受講実施状況について説明をお願いします。
議長（林茂樹君）	2つ目の質問の答弁をお願いいたします。 総務課長 福井仁君。

総務課長（福井仁君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁をさせていただきます。公用車の車検時期や保険等の管理につきましては、公用車の車検、保険台帳を作成しており、その台帳を毎年度更新することにより、車検切れや保険の未加入がないよう適切に管理しております。</p> <p>職員の運転免許証の確認につきましては、職員には3年ごとのセーフドライバーカード取得時に職員全員に免許証番号等を報告させて確認をしています。また、新規採用職員には免許証の写しを提出させております。使用の手続きの方法については、「七宗町自動車等の使用に関する規程」に基づき、それぞれの公用車の「公用車使用簿・旅行命令簿」を作成し、使用前に管理者に提出し、使用後に時間や距離を記入して適切な使用に努めております。</p> <p>職場での法令講習等の受講実施状況につきましては、町内の職員には、交通安全協会七宗支部各分会が主催する法令講習会への参加をお願いしております。また、昨年度は事故及び違反のあった職員に自動車学校での講習を受講させ、交通安全意識の徹底を図っております。以上、答弁とさせていただきます。</p>
6番（加納忠良君）	どうもありがとうございました。私に職員と思われる方から指摘をいただきました。
議長（林茂樹君）	ちょっとこれはストップします。
6番（加納忠良君）	すいません、これは関連です。特別職の。
議長（林茂樹君）	もう止めてください、止めてください、止めてください。
6番（加納忠良君）	どうして止めるんですか。
議長（林茂樹君）	関係ないですから。
6番（加納忠良君）	関係ないことないです、関連していますから言います。最後の言葉ですから。再質問ありませんから、私はひとこと言います。
町長（井戸敬二君）	そういうことはおかしいんじゃないんですか。

6 番（加納忠良君）	それを言うのは町長おかしい。
議長（林茂樹君）	許しません、それは。
6 番（加納忠良君）	分かりました。私はまた町民に対して新聞等でまた言ってきます。
議長（林茂樹君）	はい、やってください。
6 番（加納忠良君）	ありがとうございました。
議長（林茂樹君）	続きまして、議席番号2番 大鋸利光君。
2 番（大鋸利光君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>発言のお許しをいただきましたので、一般質問を通告させていただきます。災害時における生活水対策について。</p> <p>現在、日本各地では地震をはじめ、地球温暖化に伴う異常気象による干ばつやゲリラ豪雨など様々な災害が頻発しています。また、新型コロナウイルスも災害であります。ほんの数ヶ月前までは、何不自由なく手に入れていたマスクでさえ手に入らなくなり、こんな事態に陥るとは誰も夢にも思わなかったことでしょう。災害時では、こうした今まで当たり前に入手できていたものが入手できなくなることは、往々にして考えられることで、蛇口をひねれば勢いよく出る私たちの生活水でさえ、途絶えてしまうことが考えられます。</p> <p>本町における災害時の給水活動については、七宗町地域防災計画では町は自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、県に必要な措置を要請することとなっていますが、広域的な大災害に見舞われたときには、本町のような人口規模の小さな町への対応は後回しになる可能性が大きく、被災した町民には長時間にわたり困苦を強いたげることになると考えられます。こうしたことから、万が一に備え生活水用の備蓄タンクの設置等も有効と考えますが、本町における災害時の生活水の供給についての対策をお伺いいたします。</p>

議長（林茂樹君）	答弁をお願いいたします。 水道課長 加藤裕規君。
水道課長（加藤裕規君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>災害時の給水については、最小限度必要な量の飲料水を供給する計画となっています。災害が長期化する場合には、給水活動に必要となる水道水を作成するため、麻生浄水場に発電機を設置してあり、災害による停電時でも水道水を作れるようになっています。浄水場そのものが被災した場合は、1日50立方メートルを作れる可搬式ろ過装置により、最低限の水道水の供給ができると考えております。</p> <p>また、岐阜県水道災害相互応援協定書により県及び近隣市町村との協力体制もできております。以上、答弁とさせていただきます。</p>
2番（大鋸利光君）	大変ありがとうございました。これで私の質問を終わります。
議長（林茂樹君）	続きまして、議席番号7番 福井徳一君。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>議長の発言の許可をいただきましたので、通告に沿いまして2点ほどの質問をいたします。まず第1点目は、新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後でございます。</p> <p>令和2年3月14日、新型インフルエンザ等対策特別処置法改正案が国会で成立され、4月16日には全国に「緊急事態宣言」が出され、日一日と変わる状況下でその対応策に即断を迫られる日々でしたが、現在は感染拡大は確認されず5月14日には岐阜県を含む39県について解除されました。しかしまだ予断を許さない状況下だと思います。</p> <p>地域においては感染予防にマスクの着用、手洗いの励行や消毒等さらに予防対策が必要と思いますが、今後は各学校や施設等が徐々に開放されます。マスクや消毒液また検温計等の設置状況と今後の対応策を伺うものであります。</p> <p>また、感染の再発があれば小中学校においても、期間の決定できない休校や登校できない日が余儀なくされます。この感染症</p>

	<p>拡大時の学業の対応策としてオンライン授業が本町においても早急に準備が必要と考えますが、併せて伺うものであります。</p>
議長（林茂樹君）	<p>答弁をお願いいたします。 総務課長 福井仁君。</p>
総務課長（福井仁君）	<p>（答弁のため登壇） 福井徳一議員さんの前段の部分についてのご質問に対して答弁させていただきます。 備蓄状況としましては、町に概ねマスクは19,000枚、消毒液は80リットル、非接触型検温計は20個あり、小中学校及び各施設には、マスク1,770枚、消毒液366リットル程度となっております。現在は、新型コロナウイルス感染症拡大は、小康状態となっておりますが、今後、第2波、第3波の可能性がありますので、町民の方へのマスクや消毒液の配布等を考えていく必要があります。状況を確認しながら、不足等が生じないように整備していきたいと考えています。 また、国が新しい生活様式や段階的な緩和の目安を示しており、県も対応を示していますので、それを基にして2メートルの距離をとるとか、マスク着用、手洗いの徹底、使用した場所の消毒などを行っていきます。施設の使用やイベント等についても人数制限や距離を十分に確保しながら、徐々に緩和していく予定であり、町民の皆様のご理解とご協力をお願いしながら進めたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（林茂樹君）	<p>後段の質問について、教育課長 佐伯義則君。</p>
教育課長（佐伯義則君）	<p>（答弁のため登壇） オンライン授業について、答弁させていただきます。 オンライン授業につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症対策を受けて一斉の臨時休校となった際に、町内4校には児童・生徒全員に行き渡るパソコンの台数が確保されておりました。このため、町としても今後、休校をしなければならない事態となってもすぐにオンライン授業ができるよう、早急に対応できる体制を取りたいと考え、6月議会に補正予算を計上させていただいております。本町の小中学校の全児童・生</p>

	<p>徒が1人1台ずつパソコンが利用できるように、国の補助金を活用し整備する計画です。</p> <p>また、Wi-Fiなどのインターネット通信環境のない家庭の調査を行った結果、各校数軒ずつ整備されていない家庭がありましたので、町で整備し、いつでも貸し出しできるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>
議長（林茂樹君）	はい、2つ目の質問を。
7番（福井徳一君）	<p>（質問のため登壇）</p> <p>ありがとうございました。それでは、2つ目の質問をさせていただきます。住民の健康についてでございます。</p> <p>住民の方々を対象に生きがい健康センター、また、神淵コミュニティーセンターで行われていた健康相談が、新型コロナウイルス感染症拡大予防のために4月、5月と相次いで中止となりました。こんな時だからこそ開設して住民の声を聞き、住民に寄り添うことが本来の目的であると思います。外出を自粛し感染しないよう努める住民の方からは、家族の体調を心配する声や自身の体を案じながらも、会話もなく不安の日々を過ごされる独居の方もおられます。住民の健康を守る身近な相談窓口が感染拡大予防にすべてを優先して、本来の目的を閉鎖したのではないかと感じます。その真意を伺うとともに、感染予防に最善を尽くすことは前提ですが、一日も早い開設を望み今後の取り組みを伺うものであります。</p> <p>また、住民の健康を守る住民健診が延長されていますが、感染拡大が終息した時期まで延期されるのか、また、他の自治体と重なる可能性が懸念されますが、このことについてもお伺いをいたします。</p>
議長（林茂樹君）	<p>答弁をお願いいたします。</p> <p>住民課長 長尾英司君。</p>
住民課長（長尾英司君）	<p>（答弁のため登壇）</p> <p>答弁させていただきます。5月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言がなされましたが、感染防止対策が必要な</p>

	<p>状況が現在もなお続いており、高齢者等を対象とした集団健診につきましては、厚生労働省からの通達により延期している状況です。</p> <p>健康相談につきましては、福井議員が言われるとおり、住民の皆さんの健康を守る身近な相談窓口でありますので、相談の機会を確保するために当分の間、完全予約制にて実施していきます。今月につきましては、第2金曜日が生きがい健康センター、第3金曜日が神渚コミュニティーセンターにて実施し、7月からは第1金曜日が生きがい健康センター、第3金曜日が神渚コミュニティーセンターにて実施いたします。</p> <p>次に、6月に予定しておりました集団健診につきましては、健診事業者と検討し12月中旬を予定しております。また、病院での個別健診については、予定どおり8月から実施いたします。</p> <p>なお、健康に不安のある方については、個別健診等を利用いただきたいと考えております。以上の健診案内につきましては、7月上旬に周知いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。</p>
議長（林茂樹君）	続きます、議案に対する質疑を行います。
7番（福井徳一君）	どうも答弁をありがとうございました。
議長（林茂樹君）	<p>申し訳ありませんでした。ちょっと焦っております。</p> <p>続きます、議案に対する質疑を行います。今議会は町政一般に対する質問も再質問なしにしていますので、議案に対する質疑についても再質問はなしとします。発言の通告がありますので、発言を許します。</p> <p>議席番号6番 加納忠良君。</p>
6番（加納忠良君）	<p>（質疑のため登壇）</p> <p>議長よりお許しをいただきましたので、提出議案に対する質問をさせていただきます。承認第2号 専決処分について、処分件名 七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いをします。承認第2号 専決処分について、処分件名 七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問をさせていただきます。</p>

	<p>令和2年3月七宗町議会定例会の令和2年度一般会計特別会計予算書及び説明書における124ページ、級別の標準的な職務内容では、園長の職務は5級であります。行政の今までの説明では、園長は課長補佐の職務でありました。今回の承認第2号専決処分では、園長は課長、局長、室長、支所長、主幹の職務にも該当する改正です。令和2年3月七宗町議会定例会では、従来の区分の説明でしかないのに、なぜ令和2年3月31日の専決処分にてこのことを改正されたのか。推測しますと令和2年3月七宗町議会定例会が閉会し、4月1日からの人事異動を考えた中で、園長の職務に就く職員を意識し、条例の改正をされたと考えます。</p> <p>3年前に私が指摘しました。当時の税務課長、水道課長を7級とされました。職員が退職等により新たな課長は以前の職務でした。このことについては、当時の該当した職員を責めるものではありません。行政がなぜその時の一部の職員だけのために条例を改正したり、間違っただ拡大解釈をしてまで対応されるのか。こうした考え方をするのであれば、令和2年3月定例会に正々堂々と議案で提出すべきであります。その職員だけに限って対応することは間違っています。七宗町は地方自治体です。法律、条例等に基づいて行政を行わなければ、町民や職員の負託に応えることはできないと考えます。</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>答弁をお願いいたします。 町長 井戸敬二君。</p>
<p>町長（井戸敬二君）</p>	<p>（答弁のため登壇） 人事については、各課の仕事量や人員の配置状況、また、職員の年齢や体調、あるいは能力など様々な要因を加味して行わなければならない、また、職員のやる気やモチベーションを下げないことも重要だと考えており、それらを総合的に判断して行わなければならない。したがって、決定までどうしても時間がかかり3月議会会期内に決定することができず、やむを得ず、地方自治法第179条の専決処分を行いましたので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>6番（加納忠良君）</p>	<p>ありがとうございました。</p>

<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>以上で、町政一般に対する質問及び議案に対する質疑を終わります。</p> <p>おはかりいたします。全員協議会開催のため、これより暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、全員協議会開催のため、これより暫時休憩することに決定いたしました。</p> <p>それでは、これより休憩いたします。</p>
<p>局長（渡辺豊明君）</p>	<p>お知らせいたします。本会議の再開は、16時00分からを予定しております。また、議員の皆様は全員協議会を14時15分から開催しますので、時間までに委員会室へご参集ください。以上でございます。</p> <p style="text-align: center;">休憩 14時02分</p> <p style="text-align: center;">< ></p> <p style="text-align: center;">再開 16時00分</p>

議長（林茂樹君）	<p>ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第3、各常任委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。</p> <p>はじめに、総務建設常任委員長 加納福明君。</p>
<p>総務建設常任委員長 （加納福明君）</p>	<p>（報告のため登壇）</p> <p>それでは、総務建設常任委員会の審査の結果を報告いたします。令和2年6月17日、七宗町議会議長 林茂樹様、総務建設常任委員会委員長 加納福明。総務建設常任委員会の審査の結果の報告。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、事件名、審査結果。</p> <p>承認第2号 専決処分について、七宗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、承認第3号 専決処分について、令和元年度七宗町一般会計補正予算（第7号）中、総務建設関係、承認第4号 専決処分について、七宗町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおりそれぞれ承認すべきものと決定しました。承認第5号 専決処分について、七宗町税条例の一部を改正する条例の制定について、承認第6号 専決処分について、令和2年度七宗町一般会計補正予算（第1号）中、総務建設関係、原案のとおりそれぞれ承認すべきものと決定しました。</p> <p>議第44号 令和2年度七宗町一般会計補正予算（第2号）中、総務建設関係、議第46号 令和2年度七宗町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第47号 令和2年度七宗町上麻生財産区特別会計補正予算（第1号）、議第48号 七宗町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。議第53号 工事請負契約の締結について、議第55号 物品売買契約の締結について、議第56号 物品売買契約の締結について、議第57号 物品売買契約の締結について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。以上です。</p>
議長（林茂樹君）	<p>続きまして、教育民生常任委員長 玉木幸治君。</p>
教育民生常任委員長	<p>（報告のため登壇）</p>

(玉木幸治君)	<p>それでは、教育民生常任委員会の審査報告をいたします。</p> <p>令和2年6月17日、七宗町議会議長 林茂樹様、教育民生常任委員会委員長 玉木幸治。教育民生常任委員会の審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、七宗町議会会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、事件名、審査結果のとおり読み上げていきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>承認第3号 専決処分について、令和元年度七宗町一般会計補正予算（第7号）中、教育民生関係、承認第6号 専決処分について、令和2年度七宗町一般会計補正予算（第1号）中、教育民生関係、原案のとおりそれぞれ承認すべきものと決定しました。</p> <p>議第44号 令和2年度七宗町一般会計補正予算（第2号）中、教育民生関係、議第45号 令和2年度七宗町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。議第49号 七宗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 七宗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第51号 七宗町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号七宗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 工事請負契約の締結について、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定しました。以上であります。</p>
議長（林茂樹君）	<p>以上で、各常任委員長の審査の経過及び結果の報告を終わります。</p> <p>それでは、ただいま議題となっております承認第2号から承認第6号まで、及び議第44号から議第57号までの各案件に対する討論を行います。反対討論から許します。反対討論はありませんか。</p> <p>（なし）</p>
議長（林茂樹君）	<p>ないようですので、続いて賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。</p> <p>（なし）</p>
議長（林茂樹君）	<p>ないようですので、これで討論は終わります。</p>

	<p>ただいまから、議題となっています各案件を採決いたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。</p> <p><「異議なし」と呼ぶ者あり></p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっています各案件を採決することに決定しました。</p> <p>おはかりいたします。ただいま議題となっています承認第2号から承認第6号まで、及び議第44号から議第57号までの各案件は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（賛成者起立）</p>
<p>議長（林茂樹君）</p>	<p>着席してください。全員起立であります。</p> <p>したがって、承認第2号から承認第6号まで、及び議第44号から議第57号までの各案件は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和2年第2回七宗町議会定例会を閉会します。</p> <p style="text-align: center;">（16時08分 閉会）</p>

会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。	
	議会議長 林 茂 樹 署名議員 加 納 忠 良 署名議員 福 井 徳 一

閉 会 式	
局長（渡辺豊明君）	ただいまから、閉会式を行います。一同ご起立願います。 始めに、議会議長あいさつ。
議長（林茂樹君）	<p>6月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。 6月11日から17日までの7日間、議員各位におかれましては議案審議に慎重に取り組んでいただきありがとうございました。 今定例会は会期の短縮、一般質問では初めてですが再質問の停止、傍聴者の人数制限等に取り組んだのは初めての議会でした。 これは七宗町議会始まって以来のことと思いますが、それほど新型コロナウイルスの影響は歴史的なことだと思います。まだ収束しておりませんが、今後の経済的な被害等も歴史的なことになるかもしれません。その中には七宗町独自で解決していかなばならない課題も多く、今後、柔軟でかつ大胆な支援策が必要になると思われまます。そのような状況ですが、まずは新型コロナウイルスの拡散防止対策を確実に実施していくことが重要と考えています。</p> <p>今議会では提案された全議案を可決・承認しました。執行部におかれましては、速やかに執行、そして計画の実施にあたっては早期に取り組んでいただきますことをお願いしたいと思います。7月には臨時議会も予定されております。皆様におかれましては、新型コロナウイルスのみでなく健康には十分留意され、地域住民の方々の付託に応えるべき議員活動に努めていただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。 どうもご苦勞様でございました。</p>
局長（渡辺豊明君）	続きまして、町長あいさつ。
町長（井戸敬二君）	<p>閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。 11日より本日までの7日間にわたりまして、提案いたしました37議案に対しまして慎重に審議を賜り、ここに原案どおり可決ご決定をいただきましたことにつきまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本定例会では、新型コロナウイルス感染症対策としまして、一</p>

	<p>般質問でも再質問はなしでありましたが、おそらくもっと詳しく聞きたいこともあろうかと思えます。是非、私や担当課長に聞きに来ていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>今後におきましても、いこ舞ひちそう夏まつりの中止など様々な行事が中止または延期になると思われまます。</p> <p>議員各位におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策はもちろんですが、梅雨に入りうっとうしい季節となりました。お体には十分ご留意され、議員活動に邁進されますことをご祈念申し上げます、閉会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>局長（渡辺豊明君）</p>	<p>ありがとうございました。これで、閉会式を終わります。皆さま、お疲れさまでした。</p>